

# 平成 18 年 年末調整のポイント



2006 年 10 月 13 日 全 4 頁  
株式会社エスネットワークス

堂西 幸治

平成 18 年年末調整における基本的な仕組みは例年と変わらないが、今年の年末調整実務を行ううえで特に注意が必要なポイントを、昨年と比べて変更になった点を中心に以下にまとめる。

## 主な改正点（昨年と比べて変更となった点）

1. 定率減税の額の引き下げ
2. 勤労学生控除の対象となる専修学校及び各種学校の設置者の範囲拡大

## 変更内容と注意点

### 1. 定率減税の額の引き下げ

#### 変更内容

	平成 17 年	平成 18 年
所得税 の 定率減税	所得税の 20%相当額を控除 (20%相当額が 25 万円を超える 場合は、25 万円)	所得税の 10%相当額を控除 (10%相当額が 12 万 5 千円を超 える場合は、12 万 5 千円)

#### 実務上注意する点

従来の定率減税の額より引き下げられているため、年末調整の結果について引き下げられた定率減税で計算されているか否かの確認作業が必要となる。

#### システムへの影響

システム上、定率減税の額の引き下げに伴うプログラムの変更や修正モジュールの導入等の必要がある。

このレポートは主として情報提供を目的としたものであり、特定の会計・税務処理を勧奨するものではありません。会計上及び税務上の判断については、事前に公認会計士及び税理士、弁護士等の専門家と十分ご相談ください。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、その正確性及び完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。当該レポートの内容に関する一切の権利は株式会社エスネットワークスに帰属し、事前の了承の無い複製又は転送を禁じます。

## 2. 勤労学生控除の対象となる専修学校及び各種学校の設置者の範囲の拡大

### 変更内容

従来は、国、地方公共団体、学校法人、私立学校法第64条第4項に規定する法人及び改正前の所得税法施行令第11条の3第1項に規定する法人に限定されていたが、今回の改正により、独立行政法人国立病院機構及びこれらの設置者以外の設置者のうち文部科学大臣が以下に定める基準を満たす専修学校等を設置する者まで拡大された。

【改正後の所得税法施行令第11条の3第1項第2号の規定に基づき文部科学大臣が定める基準】

- イ．所得税法施行令第11条の3第2項に規定する専修学校等の課程を履修する生徒の数が20人以上であること（20人に満たない場合であって、相当の期間内に20人以上となる見込みがあるときを含む）
- ロ．職業に必要な能力の育成するにふさわしい授業科目、実際生活に必要な能力を育成するにふさわしい授業科目及び教養の向上を図るにふさわしい授業科目が開設されていること
- ハ．教育基準を維持するために教員の数がロの授業科目の開設状況に照らして適切なものであること。（ただし、3人を下ることができない。）

### 実務上注意する点

勤労学生控除を受けるにあたって、従来の「所得税法施行令第11条の3第2項に掲げる専修学校・各種学校の課程である旨の証明書」の写に加えて、「所得税法施行令第11条の3第1項第2号に基づき文部科学大臣が定める基準を満たす専修学校・各種学校である旨の証明書」の写が必要となる。

## その他（平成19年以後の変更について）

### 1. 源泉徴収税額表の改正

所得税の税率の見直し及び定率減税の廃止に伴い、平成19年1月1日以後に支払うべき給与や賞与の源泉徴収の際に使用する源泉徴収税額表が改正されることとなる。

このレポートは主として情報提供を目的としたものであり、特定の会計・税務処理を勧奨するものではありません。会計上及び税務上の判断については、事前に公認会計士及び税理士、弁護士等の専門家と十分ご相談ください。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、その正確性及び完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。当該レポートの内容に関する一切の権利は株式会社エスネットワークスに帰属し、事前の了承の無い複製又は転送を禁じます。

【別表第三】(改正後)

その月の課税給与所得金額		税額の算式
以上	以下	
円	円	
162,500 円	以下	その月の課税給与所得金額 × 5%
162,501	275,000	その月の課税給与所得金額 × 10% - 8,125 円
275,001	579,166	その月の課税給与所得金額 × 20% - 35,625 円
579,167	750,000	その月の課税給与所得金額 × 23% - 53,000 円
750,001	1,500,000	その月の課税給与所得金額 × 33% - 128,000 円
1,500,001 円	以上	その月の課税給与所得金額 × 40% - 233,000 円

【年末調整の際や退職所得の源泉徴収の際に使用する所得税額の速算表】

改正後(平成19年分から)		改正前(平成18年分まで)	
課税給与所得金額又は課税退職所得金額(A)	税額	課税給与所得金額又は課税退職所得金額(A)	税額
195万円以下	(A) × 5%	330万円以下	(A) × 10%
195万円超 330万円以下	(A) × 10% - 97,500 円		
330万円超 695万円以下	(A) × 20% - 427,500 円	330万円超 900万円以下	(A) × 20% - 33万円
695万円超 900万円以下	(A) × 23% - 636,000 円		
900万円超 1,800万円以下	(A) × 33% - 1,536,000 円	900万円超 1,800万円以下	(A) × 30% - 123万円
1,800万円超	(A) × 40% - 2,796,000 円	1,800万円超	(A) × 37% - 249万円

2. 定率減税の廃止

平成19年1月以後の所得税から、定率減税が廃止される。

変更内容

	平成18年	平成19年
所得税の定率減税	所得税の10%相当額を控除 (10%相当額が12万5千円を超える場合は、12万5千円)	廃止

実務上注意する点

平成19年分以後の源泉徴収及び年末調整において、定率減税の適用はない。

このレポートは主として情報提供を目的としたものであり、特定の会計・税務処理を勧奨するものではありません。会計上及び税務上の判断については、事前に公認会計士及び税理士、弁護士等の専門家と十分ご相談ください。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、その正確性及び完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。当該レポートの内容に関する一切の権利は株式会社エスネットワークスに帰属し、事前の了承の無い複製又は転送を禁じます。

### 3. 給与所得の源泉徴収票及び給与等の支払明細書について電磁的方法による提供 変更内容

今回の改正では、あらかじめ、その給与等の支払を受ける人に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法によって承諾を得る等の一定要件下で、次に掲げる給与所得の源泉徴収票又は給与等の支払明細書について、電磁的方法による提供ができることとなった。

書類名	交付等の内容
給与所得の源泉徴収票	その年において支払の確定した給与等の支払を受ける人の各人別に源泉徴収票2通作成し、その年の翌年1月31日まで(年の中途において退職した人については、その退職の日以後1月以内)に1通を税務署長に提出(一定のものを除きます。)し、他の1通を給与等の支払を受ける人に交付する必要がある。
給与等の支払明細書	給与等の支払の際、給与等の金額、源泉所得税額その他必要な事項を記載した支払明細書その支払を受ける人に交付する必要がある。

#### 実務上注意する点

- ・ この改正は平成19年1月1日以後に交付する給与所得の源泉徴収票等について適用となる。
- ・ ただし、給与等の支払を受ける人の請求があるときは、給与等の支払をする者は書面により給与所得の源泉徴収票等を交付しなければならない。
- ・ 確定申告書を提出する場合には、従来どおり書面により交付を受けたものを添付しなければならない。

このレポートは主として情報提供を目的としたものであり、特定の会計・税務処理を勧奨するものではありません。会計上及び税務上の判断については、事前に公認会計士及び税理士、弁護士等の専門家と十分ご相談ください。  
記載された意見や予測等は作成時点のものであり、その正確性及び完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。当該レポートの内容に関する一切の権利は株式会社エスネットワークスに帰属し、事前の了承の無い複製又は転送を禁じます。

#### 4. 地震保険料控除の新設

損害保険料控除が改組され、居住者等の有する居住用家屋・生活用動産を保険又は共済の目的とし、かつ、地震等損害（ 1 ）によりこれらの資産について生じた損失の額をてん補する保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料又は掛金（以下「地震保険料」）を支払った場合には、その年中に支払った地震保険料（ 2 ）の金額の合計額（最高5万円）をその居住者のその年中の総所得金額等から控除できる「地震保険料控除」が新設されることとなった。

- （ 1 ）「地震等損害」とは、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失による損害をいう。
- （ 2 ）「地震保険料」には、地震等損害により臨時に生ずる費用等に係る保険料や掛金等一定のものは含まれない。

##### 実務上注意する点

- ・ 平成 19 年 年末調整の処理から適用される。
- ・ 経過措置として、平成 18 年 12 月 31 日までに締結した「長期損害保険契約等」については平成 19 年以後も従前の損害保険料控除と同様の金額控除(最高1万5千円)となる。
- ・ 平成 19 年以後、地震保険料控除と損害保険料控除を適用する場合には、控除額は合わせて最高5万円までなる。

以上、平成 18 年 年末調整のポイントを、法改正による変更点と注意が必要となる点を中心にまとめたが、これが企業の実務担当者の参考になることを期待する。

##### （参考文献・資料）

- ・ 国税庁「平成 18 年分年末調整のしかた」
- ・ 国税庁ホームページ  
( <http://www.nta.go.jp/category/pamph/gensen/5279/pdf/00.pdf> )
- ・ 文部科学省ホームページ  
( [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shougai/senshuu/06082503.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/06082503.htm) )

このレポートは主として情報提供を目的としたものであり、特定の会計・税務処理を勧奨するものではありません。会計上及び税務上の判断については、事前に公認会計士及び税理士、弁護士等の専門家と十分ご相談ください。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、その正確性及び完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。当該レポートの内容に関する一切の権利は株式会社エスネットワークスに帰属し、事前の了承の無い複製又は転送を禁じます。